

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、経営管理体制の整備と公正で透明性の高い経営活動に努めながらコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

[1-2-4]

当社はインターネットによる議決権行使の環境整備は行っておりますが、招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率を踏まえ、対応を検討してまいります。

[3-1]

(1)(経営理念、経営戦略、経営計画)

当社は、経営理念を当社のウェブサイト、有価証券報告書等にて開示しております。中期経営計画については外部環境の変化や顧客動向に大きく影響を受けることから、現在開示は行っておりませんが、一定の実効性の検証を踏まえて開示を検討してまいります。

[3-1-2]

当社は現時点では、英語での情報の開示提供は行っておりません。今後、海外投資家等の持株比率を踏まえ、対応を検討してまいります。

[4-1-2]

当社は、単年度予算の達成、未達にかかわらず目標と実績との乖離に関する原因分析を実施した上で中期経営計画(3か年)を策定しております。しかしながら、外部環境の変化や顧客動向に大きく影響を受けることから、現在開示は行っておりませんが、一定の実効性の検証を踏まえて開示を検討してまいります。

なお、単年度計画につきましては、半期ごとに経営計画に対する進捗率や達成度について業績評価を行い、必要な対策を講じております。その結果は、決算説明資料や株主通信などを通じ、株主に説明しております。

[4-2][4-2-1]

当社取締役会は、経営会議等で議論された経営陣からの提案について、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しております。

なお、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2.1 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に開示しております。

[4-8-1]

当社は現時点では、独立社外者のみを構成員とする定期的な会合の開催などの情報交換を図っておりません。今後は、独立社外者のみを構成員とする会合の是非も含めて検討してまいります。

[4-10][4-10-1]

当社は、指名委員会・報酬委員会は設置しておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名報酬などに関しては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、取締役会において、十分な審議の上決定しており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を確保できていると考えております。

[4-11]

当社は、各部門の業務に精通し、当該部門の経営に強みを発揮できる人材、豊富な経験や専門的な知識をもとに企業全体の経営管理に強みを発揮できる人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。結果として、国際的な知見・経験を有する取締役はおりますが、現状では女性の取締役はおりません。今後、取締役会の適正規模を踏まえつつ、ジェンダーの観点を含む取締役会の多様性確保を検討してまいります。

[4-11-1]

当社は、取締役候補を決定するに際し、各部門の業務に精通し、当該部門の経営に強みを発揮できる人材、豊富な経験や専門的な知識をもとに企業全体の経営管理に強みを発揮できる人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。また、経営に関する実質的な審議と迅速な意思決定が可能な規模として、取締役の人数を定款に定めております。

なお、他社での経営経験など多様性は必要と認識しており、今後、人選を含め課題として認識し検討を進めることとします。

[4-11-3]

当社は、現在、適宜で各取締役の意見を参考にし、取締役会の運営や議事内容等についての改善活動を行っております。今後、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

[5 - 2]

当社は中期経営計画において、目標値を掲げ、経営計画を策定しておりますが公表には至っておりません。今後は、中期経営計画を公表するとともに、資本コストを的確に把握した上で収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明することを検討してまいります。

[5 - 2 - 1]

当社グループの事業ポートフォリオは、現時点で塗料、ファインケミカル、蒸留の3つの事業であります。その見直し等は現在議論しております。今後、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

[1 - 4] 政策保有株式

当社は、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、また営業活動の円滑化、資金調達などの経営戦略の一環として、必要と判断した企業の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として保有しております。

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、保有先企業ごとに取引状況及び財政状態並びに経営成績、株価、配当等を確認・検討した結果に基づき、毎年、取締役会において当該株式の保有が当社の利益に寄与し、企業価値の向上に繋がるかを判断し、保有の適否について検証しております。

保有する純投資目的以外の目的である投資株式の議決権については、保有先企業の経営方針・戦略等を十分検討した上で、中長期的な観点で企業価値の向上や株主利益の向上に繋がるかどうか等の観点に立って議案ごとに判断しております。

[1 - 7] 関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役との利益相反取引や競業取引については、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会の決議及び報告を要することとしております。また、当社と関連当事者との取引については、市場価格や市場金利等を勘案して決定することとしております。

なお、主要株主との取引については、一般の取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉の上決定しています。また、取締役会規程に基づいて、取引の重要性の高いものについては取締役会で決議し、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう監視する体制を整えております。

[2 - 4 - 1]

当社は持続的な企業価値の向上の実現には中核人材における多様性の確保が重要な課題と認識し、通年採用による多様な人材を確保するとともに、広い視野を持つ人材の育成、働きやすい職場環境の整備に取り組むことといたしております。

(自主的な目標とその状況等について)

・女性の管理職への登用

当社は女性の管理職登用はありません。2030年までに女性管理職比率10%以上となるよう人材育成ならびに女性の働きやすい環境整備に取り組んでまいります。

・中途採用者の管理職への登用

管理職に占める中途採用者の割合は30%であり、多様性の確保はできていると判断しております。

今後も同程度の割合を維持していくことにいたしております。

・外国人の管理職への登用

当社では外国籍人材の採用活動を進めておりますが、在籍者が少ないため管理職への登用等に関する具体的な目標は定めておりません。

[2 - 6]

確定給付企業年金の積立金の運用に当たっては、規約を定め当該規約に基づき運用を行い、実際の運用は資産管理運用機関に委託しております。運用状況等については、構成メンバーに財務担当役員を含む年金管理委員会において、各運用受託機関の報告をもって定期的に確認しております。また従業員の福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入しており、直接アセットオーナーとして企業年金の積立金の運用等には関与してはおりませんが、企業年金担当部署が運用機関と連携をとり、適切な商品構成の維持向上や情報発信を図っております。なお、議決権の行使については各運用受託機関に一任することにより、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反がないよう適切に管理いたしております。

[3 - 1]

(2)(コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

本報告書の「1.1 基本的な考え方」に開示しております。

(3)(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続)

本報告書の「2.1 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に開示しております。

(4)(取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続)

本報告書の「2.2 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に開示しております。

(5)(経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名について)

取締役・監査役候補について、個々の略歴を招集通知に開示しております。

[3 - 1]

当社は、有価証券報告書において、当社グループのサステナビリティについての取組みを開示しております。

[4 - 1 - 1] 経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会においては、経営計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、及び法令・定款により取締役会が決定すべきとされている重要な業務執行の決定を行うこととし、その基準は取締役会規程をはじめとした社内規程において明確にしています。それ以外の事項については、代表取締役・業務執行取締役等に権限委譲しています。

[4 - 9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社取締役会は、会社法が定める社外要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い独立社外取締役を選定しております。

【4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

当社は、招集通知において、各取締役・監査役の重要な兼任状況を開示しております。

【4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等のために外部セミナー等を活用し研鑽に努める方針としております。新任の取締役及び監査役には、期待される役割・責務を適切に果たすために新任者向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせております。

【5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的成長と中期的な企業価値・株主共同の利益の向上のため、株主との建設的な対話を行います。

当社は、株主との対話を推進するため、以下の方針に基づき体制を整備します。

- ・株主との面談の対応は、合理的な範囲で社長又は経営管理担当役員が行う。
- ・株主との対話及びこれに関連する諸施策については、社長及び経営管理担当役員が統括する。
- ・経営管理担当役員を中心に、経営戦略部門、総務、財務、経理、法務担当部門等との間で日常的な情報交換等を行い、有機的な連携体制を構築する。
- ・株主及び投資家との個別面談以外に、株主通信等を通じて情報提供の充実を図る。
- ・社長又は経営管理担当役員は、株主との対話から得た意見及び懸念を必要に応じ取締役会に報告する。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------|-----------|-------|
| 粕谷忠晴 | 1,167,500 | 15.46 |
| ナトコ共栄会 | 722,600 | 9.57 |
| 粕谷太一 | 507,100 | 6.71 |
| 有限会社巴ホールディングス | 270,000 | 3.57 |
| 粕谷英史 | 243,800 | 3.22 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 240,000 | 3.17 |
| 株式会社三井住友銀行 | 230,000 | 3.04 |
| NTCホールディングス株式会社 | 220,600 | 2.92 |
| 株式会社中京銀行 | 210,000 | 2.78 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 190,900 | 2.52 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況の持株比率は自己株式(595,055株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 スタンダード |
| 決算期 | 10月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 9名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 脇田政美 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 林克行 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|---|
| 脇田政美 | | | 会計士として培われた専門的な知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しており、客観的な立場から意見を表明することを期待し選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 林克行 | | | 弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立の立場から意見を表明することを期待し選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 4名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人の相互連携については、監査の所見、情報の交換を行い、緊密な連携を図ることにより、監査の実効性向上に努めております。

また、社内に確立された内部統制システムの有効性について、社長直轄である内部監査室が実施する各業務部門に対する監査の結果を常勤監査役に報告し、業務執行における改善点などの助言を行っております。

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 今枝剛 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 内藤正明 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|--|
| 今枝剛 | | | 公認会計士の資格を有しており、その知識・経験を生かし、客観的な立場から監査意見を表明することを期待し選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |
| 内藤正明 | | | 弁護士として培ってきた経験・検知に基づき、客観的な立場から監査意見を表明することを期待し選任しております。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2023年度10月期における取締役報酬等の総額は153,505千円であり、使用人兼務取締役に対しては別途使用人分給与相当額を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年9月24日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の内容について決議を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本報酬に関する方針

- a. 取締役(社外取締役を除く)の「基本報酬」は、各取締役の役位(期待される役割及び責任)、在任年数及び他社水準等、総合的に勘案し、報酬額を決定する。
- b. 社外取締役の「基本報酬」は、他社水準等を考慮し、報酬額を決定する。
- c. 「退職慰労金」については、役員内規に基づき、役員別基本報酬に役員別在任年数及び係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

2. 業績連動報酬等に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の「業績連動報酬」の決定方針は以下のとおりとする。

- a. 株主総会において決定された取締役の限度額(2013年1月29日開催の第66期定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議)から、「基本報酬」及び「退職慰労引当金繰入額」を差し引いた金額の範囲内とする。
- b. 業績の評価は、「連結営業利益率」と「親会社株主に帰属する当期純利益」の2種類を基本指標とし、非財務指標を勘案し決定する。

3. 報酬等の割合に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の「基本報酬」と「業績連動報酬」の報酬総額に対する構成割合については、当社グループの業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額(退職慰労引当金繰入を除く)に占める「業績連動報酬」の割合が20%以上となることを基本とする。

また、各取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任された内容の決定過程においては、代表取締役社長と社外取締役との協議会においてその妥当性等について確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、2001年1月26日開催の第54期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。その報酬総額の範囲内で監査役会の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたり、社外取締役に対して経営管理部長が資料の配付並びに説明を行っております。

また、常勤監査役と社外監査役との連絡等には経営管理部が補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会を、業務執行機関として経営会議を、監査機関として監査役会を設置・制定しております。

当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役(非常勤)2名)で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項等について審議、決議するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、事業年度ごとの経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を築くため、取締役の任期は1年としております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役(非常勤)2名)で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議・決議を行っております。監査役は取締役会やその他の重要な会議へ出席や、業務及び財産の状況調査をするとともに必要に応じて適切な意見を述べ、取締役の業務遂行を監査しております。

経営会議は、取締役及び各部門長、関連会社代表者にて構成され、毎月1回の定期開催で、取締役会で決議された基本方針に基づき、当社及

び関連会社の経営に関する重要な事項を審議し、各部門の業務執行に関する調整を行っております。

当社の経営理念、経営の基本方針を理解し、その具現化に貢献できることを基本的な条件に、幅広い視野・長期的な視点をもって当社の持続的発展と企業価値の向上、コーポレートガバナンス強化に資する人材を経営陣幹部、取締役・監査役候補に指名・選任しております。

さらに社外取締役・社外監査役については、財務・会計・法務等に関する専門知識や企業経営に関する経験・見識等を勘案の上、会社法が定める社外要件及び金融商品取引所が定める独立性に関する判断基準等に則り、独立性・中立性の観点から客観的かつ公正な立場で業務執行又は業務執行の監査が可能である人材を選任しております。

また、経営陣幹部の職務執行に不正又は重大な法令もしくは定款違反等があった場合、職務懈怠により著しく企業価値を毀損させた場合等、求められる役割を發揮できないと判断した場合には、取締役会において、解任を審議いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能を持つ監査役設置会社の体制を選択しています。業務に精通した社内取締役に加え独立性の高い社外取締役により取締役会を構成し、経営判断の迅速化、監督機能の強化を図り、かつ社外監査役2名を含む監査役会を設置し、内部監査室、会計監査人との連携により適切な監査を実施しており、現状の体制において当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2023年10月期の定時株主総会における電子提供措置の開始日を2023年12月27日(総会日の29日前)招集通知の発送日を2024年1月9日(総会日の16日前)に実施いたしております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社の議決権を行使する方法は株主総会に出席される場合インターネットによる議決権行使書面(郵送)による議決権行使の3つの方法により議決権を行使することができます。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|-------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報等の適時開示資料を全て掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営管理部を担当部署とし、経営管理部長が担当しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 行動規範のなかで、全てのステークホルダーに対し企業活動の状況を積極的かつ公正に開示し、事業運営に関する透明性を確保することを規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境との調和のある成長を重点課題のひとつに位置付け、環境に負荷の少ない商品開発、環境リスクの少ない生産方法を追求し、環境保全、快適な社会づくりに取り組んでおります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営管理体制の整備と公正で透明性の高い経営活動を、取締役会において内部統制システムの基本方針を次のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公平性、倫理性を確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令・社内規程に基づき、文書等の管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ規程に基づき対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社を含め、全社において各事業部門がリスクの内容に応じてそれぞれの役割に応じて自主的・主体的に対応する体制で行っている。重要な事項については、取締役会・経営会議への報告を行い、取締役会などにおいて監視・監督を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。また、子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社取締役及び各部門長、子会社代表者にて構成され、毎月1回の定期開催の取締役会で決定された基本方針に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要な事項を協議・決定し、各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、取締役と協議し、常に適正を考慮した人選を行い配置する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、懲戒等に関して監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役の職務の遂行に伴い、当該使用人に対する指示がなされた場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査等その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供する。
7. 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
当社グループの役員、使用人等は当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法又は不正行為を発見したとき等は、その情報を遅滞なく監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、内部通報者保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をする。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について費用又は債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用又は債務が監査役職務の執行に必要であるときは、請求によって所定の手続により償還が保障されるものとする。また、当該費用又は債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役監査及び会計監査の相互連携については、監査の所見・情報の交換を相互に行い、緊密な連携を図ることにより、監査の実効性向上に努めている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本方針としており、行動規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、法に則した対応をとり、また、反社会勢力の活動を助長するような行為は一切しない」と定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

